

平成27年第4回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月11日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町行政不服審査会設置条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 6 議案第 5 号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 6 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第15号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 発議第 1 号 八雲町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第11 発議第 2 号 地方自治の尊重を政府に求める意見書
- 日程第12 発議第 3 号 地域経済と町民生活を守るために TPP 交渉大筋合意に反対する意見書
- 日程第13 発議第 4 号 非婚ひとり親家庭に寡婦（夫）控除の適用を求める意見書
- 日程第14 発議第 5 号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書
- 日程第15 発議第 6 号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 日程第16 発議第 7 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書
- 日程第17 発議第 8 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 日程第18 発議第 9 号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
- 日程第19 発議第10号 地方大学の機能強化を求める意見書
- 日程第20 発議第11号 TPP 交渉大筋合意に対する意見書
- 日程第21 文教厚生常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（15名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 佐 藤 智 子 君 | 2 番 横 田 喜世志 君 |
| 3 番 安 藤 辰 行 君 | 4 番 岡 島 敬 君 |
| 5 番 三 澤 公 雄 君 | 6 番 掛 村 和 男 君 |
| 7 番 田 中 裕 君 | 8 番 赤 井 睦 美 君 |
| 9 番 牧 野 仁 君 | 10 番 大久保 建 一 君 |

11番 宮本雅晴君
 14番 黒島竹満君
 議長 16番 能登谷正人君

13番 岡田修明君
 15番 斎藤實君

○欠席議員（1名）

副議長 12番 千葉隆君

○出席説明員

町長 岩村克詔君
 副町長 植杉俊克君
 企画振興課長
 兼行財政改革推進室長 萬谷俊美君
 財務課長
 兼収納対策室長 鈴木敏秋君
 住民生活課長 山田耕三君
 農林課長
 併農業委員会事務局長 加藤貴久君
 商工観光労政課長 岡島建夫君
 建設課長 佐藤隆雄君
 環境水道課長 馬着修一君
 教育長 瀧澤誠君
 社会教育課長
 兼図書館長
 兼郷土資料館長
 兼町史編さん室長 足立直人君
 学校給食センター所長 小栗由美子君
 選挙管理委員会委員長 長坂久君
 総合病院事務長 齋藤真弘君
 総合病院医事課長 五十川厚子君
 消防長 大泉達雄君
 八雲消防署管理課長 大淵聡君

副町長 伊瀬司君
 総務課長 城近真君
 併選挙管理委員会事務局長
 情報政策室長
 兼新幹線推進室長 吉田邦夫君
 兼総合病院建設企画課参事
 会計管理者 中野勝弘君
 兼会計課長
 保健福祉課長 三澤聡君
 水産課長 横山隆久君
 商工観光労政課参事 藤牧直人君
 公園緑地推進室長 半谷広志君
 落部支所長 柴田幸一君
 学校教育課長 荻本和男君
 体育課長 浅井敏彦君
 学校教育課参事 本庄伯幸君
 監査委員 千田健悦君
 総合病院管理課長 成田耕治君
 総合病院建設企画課長 沢野治君
 八雲消防署長 桜井功一君
 八雲消防署消防課長 伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長 牧茂樹君
 産業課長 田村春夫君
 海洋深層水推進室長
 熊石消防署長 手塚剛君
 住民サービス課長 前小屋忠信君
 熊石教育事務所長 野口義人君
 熊石国保病院事務長 桂川芳信君

○出席事務局職員

事務局長 鈴木明美君
 併監査委員事務局長
 庶務係長 吉田正樹君
 併議会事務局次長
 監査委員事務局次長 岡島広幸君

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に入る前に三澤公雄君から12月9日の一般質問における発言について、会議規則第62条の規定により発言取り消し申出書が提出されております。

発言取り消し申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。三澤公雄君からの申出書のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、三澤公雄君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定するとともに、関連する発言についても併せて会議録から削除をいたします。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に掛村和男君と岡田修明君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本日の会議に町長より追加議案2件が提出されております。また、議員発議によります規則改正が1件、意見書案が10件、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

本日の会議に千葉隆議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町行政不服審査会設置条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） おはようございます。議案第1号八雲町行政不服審査会設置条

例について説明させていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。行政不服審査制度は行政機関が行った処分、例えば税の賦課や公の施設の使用許可などに対して不服がある場合に、処分を行った行政機関に不服を申し立てることが出来る制度であり、制度創設以来 50 年以上実質的な見直しがされておられません。平成 26 年 6 月に公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実を図るため制度の抜本的な見直しが行われ、改正後の行政不服審査法では、不服申し立てに対する行政期間の採決結果の妥当性を中立的立場で審査する第三者機関の設置が地方公共団体に義務づけられたことから、八雲町においても同法に基づく審査会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

第 1 条は行政不服審査法に基づく執行機関の附属機関として、行政不服審査会を設置することについて規定しております。第 2 条は審査会の委員の人数、身分、任期及び守秘義務について規定しております。第 3 条は審査会の役職員及びその職務について規定しております。第 4 条は審査会が行う会議の招集、成立基準、議事の採決方法及び非公開とすることについて規定しております。第 5 条は条例に定める以外の審査会の運営に関する事項がある場合には、別に定めることについて規定しております。

附則として、施行期日は行政不服審査法の施行の日と同日としております。行政不服審査法の施行日は、同法の公布日である平成 26 年 6 月 13 日から起算して 2 年を超えない範囲内で、政令により定められる日とされております。また、行政不服審査委員の報酬及び費用弁償の支給につきまして、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、弁護士に月額 2 万円、弁護士以外の方には月額 5,600 円を支給することといたします。

以上、簡単ではありますが議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） この行政不服審査というのは、町民が行政の執行に対して不服があって申し出るという趣旨ですよ。そうするとですね、この審査委員会の行政からのある程度の独立性というか、物がないと、町民が訴えを申し出てもなんていうんですか、訴えを申し出る前にですね、ちょっとそういう気が薄れるというか。その辺の独立性というか、担保とかはどういうふうになっているんでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 以前ですと、審査請求をしますとですね、その担当する課がその再審査をして、そしてこういう判断ですよということで示してきたわけですけども。今回の改正によりましてですね、役場内に審理員というものを指定しまして、きっと総務課の方になると思うんですが、他の課でそういう審査をするので、処分をした課がやるのでは

なくて、その課とは関係ない課のものが審査をして、そして審査委員会の方に上げると。で、審査委員会の方でそれを見て、検討をして、判断していくという形になるというふうにしております。地方公共団体というか、町には上級官庁がないので、上級官庁が審査するということにはならないということになりますので、そういう形ということになります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 例えばですよ、ある程度独立性と監視機能ということで監査委員だとか、また一方で議会だとか。こういうところにもですね、この審査の状況を、発言とまでいなくても見守る上で会議に参加するだとか、一案ですよ。独立性というか町民が本当に行政の不満な点を行政に委ねて良いんだらうかって疑問を持った時に、この組織の作り方だとか中身を、例えば今言ったように監査委員だとか、議員だとかが入っていれば、違う視点からも監視してくれるのかなと思ったりもするのかなと思ったりするんですが。無理ですよ。僕らもちょっとあれですけど。ただ、ちょっとこれだけじゃあ今僕が思っているような不安というんですか、それは国の方から何か良い指針みたいなのは出ていませんか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 行政不服審査法という法律があって、その中で各市町村の方にですね、行政不服審査会を設けなさいということで、この条例をですね提案しているということで。もともとの部分というのは、行政不服審査法で規定されているということになります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 国政に対して行政不服審査を申し立てている事例は年間数100例に上っている。そしてそれを有効にというか、非常にライフワークのようにやられている国民の方も何人か知っていますけれども。それは申し立てる機関が政府から非常に独立性を担保されているっていう意味で、信頼して出しているという経緯を僕は感じているんですよ。だから今回改正するに当たっては、その辺の部分をもう少し盛り込まれたらなと思ったんですが、今後の他の行政機関で運用等をしながら、その点の部分でどこかが改善策をやっていくようなことがあればですね、率先して八雲町も続いていったらなと。今、ここで3回の質問の枠で議論するには時間もあれも足りないと思いますので。引き続き常任委員会等でですね、今の点が。いや僕以外何も疑問に思わないのであれば、これ以上疑問は広がらないと思うんですけども。僕は今のままでは審査として期待して上げる町民がどれほどいるのかなと。その疑問が今でも拭えません。

○議長（能登谷正人君） 答弁いいですね。

他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第2号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第2号八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書3ページ、概要説明書4ページをお開き願います。主に概要説明書により説明をさせていただきます。

この度の改正は、平成27年度の税制改正において、地方税の徴収及び換価の猶予制度について条例委任事項が設けられたため、既設条例の一部を改正しようとするもの及び地方税法施行規則等の改正に伴い、本年第2回定例会で議決いただいた八雲町税条例等の一部を改正する条例のうち、番号利用制度に係る規程の一部を改正しようとするものであります。

はじめに第1条は地方税の徴収及び換価の猶予制度の規定であります。この制度は、これまでその全てを地方税法に規定していたものであります。平成27年度の税制改正において地方分権の推進を図る観点から、その制度の取り扱いに係る一部を各地方公共団体の条例に委ねることとし地方税法が改正されたことから、このほど条例に規定し、平成28年4月1日から適用させようとするものであります。徴収の猶予とは、納税者がその徴収金を期限までに納付できないと認められる場合、期限を延長し一括または分割により納付する制度であり、換価の猶予とは滞納者が誠実な意思を有すると認められる場合、滞納処分による財産の換価を期限をもって留保することができる制度であり、この度の条例改正の規定によっても、基本的にこれまでの形態・仕組みと変わらないこととするものであります。

それでは改正する条項ごとにご説明申し上げます。1の条例第8条徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入に係る規定の追加は、議案書においては3ページで、第1項は徴収の猶予、または猶予期間の延長により徴収金を分割して納付する場合の、納付期限及び納付金額を定めることについての規定。第2項は徴収の猶予、または猶予期間の延長を受けたものが納付期限までに納付できないやむを得ない理由があると認められる場合における、納付期限及び納付金額を変更できることについての規定。第3項は第1項の規定により分割納付の納付期限及び納付金額を定めた場合における、徴収の猶予、または猶予期間の

延長を受けた者に通知することについての規定。第4項は第2項の規定により納付期限及び納付金額を変更した場合における、変更を受けた者に通知することについての規定。2の条例第9条徴収猶予の申請手続等に係る規定の追加は、議案書においては4ページで、第1項は地方税法第15条の2の規定により災害などによる徴収の猶予に係る申請書の記載事項を定める規定。第2項は災害等による徴収の猶予に係る申請書への添付書類を定める規定。第3項は賦課決定等の処分の遅延による徴収の猶予に係る申請書の記載事項を定める規定。第4項は賦課決定等の処分の遅延による徴収猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る申請書への添付書類を定める規定。第5項は徴収の猶予期間の延長に係る申請書の記載事項を定める規定。議案書6ページになりまして、第6項は災害等による徴収の猶予をする場合で、添付書類の提出が免除される場合であっても、提出が義務づけられる書類を定める規定。第7項は徴収の猶予、または猶予期間の延長に係る申請書、または添付書類の訂正等の期限について、通知を受けた日から20日以内と定める規定。3の条例第11条職権による換価の猶予の手続等に係る規定の追加は議案書6ページで、第1項は職権に係る換価の猶予、または猶予期間の延長をする場合における、期間内の分割納付について定める規程。第2項は職権による換価の猶予、または猶予期間の延長に係る分割納付について、第8条の規定を準用する規定。第3項は職権による換価の猶予、または猶予期間の延長をする場合において、必要があると認める時に提出を求める書類を定める規定。4の条例第12条申請による換価の猶予の申請手続等に係る規定の追加は、議案書7ページになりまして、第1項は申請による換価の猶予に係る申請期限について、納期限から6月以内と定める規定。第2項は申請による換価の猶予、または猶予期間の延長をする場合における、期間内の分割納付について定めることについての規定。第3項は申請による換価の猶予、または猶予期間の延長に係る分割納付について、第8条の規定を準用する規定。第4項は申請に係る換価の猶予に係る申請書への記載事項を定める規定。議案書8ページに移りまして、第5項は申請に係る換価の猶予、または猶予期間の延長に係る申請書への添付書類を定める規定。第6項は申請による換価の猶予の期間の延長に係る申請書の記載事項を定める規定。第7項は申請による換価の猶予、または猶予期間の延長に係る申請書、または添付書類の訂正などの期限について、通知を受けた日から20日以内と定める規定。この申請による換価の猶予は、地方税法第15条の6及び第15条の6の2の規定による新たな制度になっております。5条例第13条担保を徴する必要がある場合における規定の追加は、議案書は9ページになりまして、担保の徴収を不要とする基準を、猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3月以内の場合、その他担保を徴することができないやむを得ない特別の事情がある場合、と定める規定であります。なお、第18条及び第23条の改正は、ただいま説明しました第8条、第9条において地方税法施行令が規定されることから、条文の整備を行うものであります。

次に第2条、議案書は10ページからとなります。第2条は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。すなわち番号利用法に係り本年度6月10日の第2回定例会において、八雲町税条例の一部を改正する条例を議決いただいたところでしたが、国が新たに地方公共団体の意見を踏まえ、書類の様式の変更などを目的とした、地方

税法施行規則を本年9月30日に改正したことから、その改正条例を再び改正する必要が生じたことによるものであります。公布の日から適用させようとするものであり、6の条例第1条のうち、現行の第2条関係は用語に係る改正規定で、納付書及び納入書については番号を記載しないこととなったため、改正規定を削除するものです。7の第36条の2関係は、町民税の申告に係る改正規定で、ただいま説明しました第2条関係において、法人番号に係る規定を削除したことに伴う法人番号に係る規定の整備であります。議案書10ページから11ページにかけてであります。8の第63条の2、第89条、第139条の3、及び第149条の関係の改正規定は、地方税法施行規則等の改正に伴う法人番号に係る規定の整備。議案書11ページの最下段から12ページにかけての旧附則関係で、第2条関係の改正規定を削除したことに伴う条文の整備であります。

最後に議案書は12ページから13ページにかけての本改正条例の附則として、附則第1条は施行期日に係る規定で、この条例は公布の日から施行し、第1条の改正規定並びに附則第2条の規定は、平成28年4月1日から施行。附則第2条は経過措置に係る規定で、第1条の改正による徴収の猶予及び換価の猶予に係る規定については、平成28年4月1日以後に適用しようとするもので、要約いたしますれば番号利用法関係の改正は公布の日から施行し、徴収及び換価の猶予は平成28年3月31日までに運用される場合は、改正前の地方税法を適用し、平成28年4月1日以降に運用される場合は、改正後の地方税法及び本条例改正を適用しようとするものであります。

以上で議案第2号八雲町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） これ確認なんですけどもね。多分、この条例の一部改正はマイナンバー制度に係る一連の条例整備だと思うんですけども。その辺、説明の中では番号というふうな表現されているんですけども、マイナンバー制度という言葉、字句等が今説明の中で一言も触れていないんですけども。これは私ども理解するにはそのマイナンバー制度を整理・整備するための一連の条例として押さえておけばいいんでしょうか、その辺の見解をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 今回の条例改正についてはですね、ご指摘のとおりマイナンバー制度に係る事項が、議案書でいけば10ページ以降のこの第2条以降がその部分であります。条例ですので、正規な法律の形で私も説明いたしました。通常一般的にはマイナンバー。法律的には番号法なり番号利用法と言っている部分の改正の部分が、この第2条関係の部分ということになっておりまして、前半の部分についてはこれまでも法律で規定されてお

りました徴収換価の猶予制度をですね、条例の方に規定するような形で法改正になったということで、基本的な仕組みはまったく変わってないわけですけども。そういうようなことでの条例の整備、改正ということでもあります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） じゃあ、マイナンバー制度、4月1日から施行されるんですけども。だいたいこの条例を設置することによって、条例が整備されたというふうな認識でいいんですね。もっと、先ほどの説明の中で施行されてから云々っていう件もあったんですけど、その辺の一連の流れについてちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） マイナンバー制度の関係に関してはですね、基本的に今回税条例の改正の関係ですから、税条例に限ってお話をさせていただきますが、6月の第2回定例会における税条例の改正でですね、税関件については一応整備を終えて、ある意味即公布と、条例の施行という形に入っています。そしてその6月に整備を終えたんですけども、その後先ほども説明しましたが、国の方で法人番号に係る書類の記載の関係を若干改めたということで、改めてその部分の条例等の整備がですね、必要になったということで今回の改正ということでありまして。今のところ税関係においては、これ以降の改正ということではですね、国の法律なり規則なりとが変わらない限りはこれで落ち着いているのかなと。税関係についてはですね、4月1日というよりはですね、もう既にいろんな意味で法人の方ではですね、給与報告にかかわって個人番号を収集して、1月1日以降からはそれに基づいて各市町村に報告するというような事務も入っていますので。既に施行しているというようなことでもあります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） マイナンバー制度はこれ国の施策ですから、いろんなマスコミ等々を見ればその告知の段階で回収されていないとか、十分その辺国民の理解は私はなかなか進展性がないと思うんですけども。当町において、何かマイナンバー制度の告知の段階でどのような事柄が起きているのかどうか、どういうふうな把握しているのかどうか。もしありましたらですね、これマイナンバーカードはタイムリーな時期ですから、ちょっとその辺ご見解をお聞かせ願いたいんですけど。もしなかったらいいですけども、知り得た中で、知り得た中でそのような事象がありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） マイナンバー制度の運用については町広報等でですね、お知らせしているところがございますけれども。現在は通知カードの各世帯への発送ということで事務が進められているところがございます。で、今後の運用についてはですね、

1月1日以降、順次国の方の制度で活用をはじめるという段階になっておりまして、内容等についてですね、もし分からなければ国の方の相談窓口もございますし、町の方の窓口の方にもお問い合わせいただければ制度内容等についてですね、ご説明をさせていただきたいというふうに思っています。現段階では特に大きな八雲町としてのですね、通知カード等の関係で相談等の大きなトラブルはないものと認識してございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） これで税条例の部分はしっかり補完されたというふうに思うんですけども。税の徴収に当たっては強制徴収、公債権の扱いとして様々な情報の部分を取れると思うんですけども。本当にその人に資力がいいのかという部分だとか、いろいろな部分の資力調査の部分が可能なことが、今この条例が可決されることによって改めて個人と紐付けしながらやれるようになったと思うんです。それで、町では税だけではなくて私債権も取り扱っておりますけれども、これからの流れといたしまして、結局税を滞納している方々をどうやって条例に照らし合わせて処理していくかっていう部分が今の条例だと思うんですけども。税を滞納している方って他の手数料条例だとかの部分も全部、だいたいの人が関連してくるわけですけども。どこまでをそういう情報を同一に扱えられるのか。あくまでもこれは税条例だけとしてやって、他の課の部分のものは情報の連動はできることなのかどうなのか。強制徴収公債権と私債権との関係づけを、町としての関連づけを教えてくださいたいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃるとおり、税の関係は地方税法なり国税徴収法なりなんなりで、今までも財産調査の関係は行ってきたところであります。今言われました税以外の手数料と他の徴収金に係ってはですね、町の債権管理条例、今年議決いただきましたけども。その条例に基づきまして、税の方で調査した情報をですね、それぞれの手数料なり徴収金を扱う担当者の方へですね、提供できるというような仕組みに整備しているところであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第3号八雲町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○八雲町消防署管理課長（大淵 聡君） 議長、管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○八雲町消防署管理課長（大淵 聡君） 議案第3号八雲町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書44ページをご覧ください。この度の改正は、八雲町消防団条例14条関係の別表第3の費用弁償の額及び摘要の一部を改正しようとするものであります。国においても平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められました。消防団の強化等の中に処遇の改善も示され、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について規定されたところであります。現在、八雲町消防団の費用弁償の額は全道平均よりかなり下回っているため、全道平均に近づけた額に改正しようとするものであります。全道平均は災害出動が4,732円、警戒が4,133円、訓練が4,071円、その他3,157円となっております。

別表第3の災害出動等の費用弁償の額3,700円を4,600円に。上記以外の業務（会議を除く）の費用弁償の額2,400円を4,000円に。摘要の「1日につきサービス時間が3時間以上の場合」を「1回につき」にし、費用弁償の額1,600円と摘要の「1日につきサービス時間が3時間未満の場合」を廃止しようとするものであります。

なお、この条例は附則により平成28年4月1日より施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第3号八雲町消防団条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議案第4号財産の無償貸付についてご説明いたします。

議案書15ページをお開きください。本件は昭和53年に建設され、経年劣化等による老朽化による特別養護老人ホーム熊石荘の移転改築に際し、熊石荘の山側にある熊石道南休養村の旧桜園を建設用地として無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めようとするのでございます。改築整備する熊石荘の概要でございますが、現状は多床室の55床の施設でございますが、これを80床のユニット型個室の施設とし、ショートについても8床とするものでございます。施設は鉄筋コンクリート造り平屋建てで、延べ床面積は4,198.67平方メートルで計画されておりまして、この他に駐車場や車庫、庭等も設置の予定となっております。1の無償貸し付けする財産につきましては土地で、所在は二海郡八雲町熊石平町324番地47の一部で、貸付面積は1万4,324.87平方メートルでございます。2の無償貸し付けする相手方は、二海郡八雲町熊石平町324番地202、社会福祉法人熊石敬愛会理事長大江靖明であります。3の無償貸付する理由でございますが、特別養護老人ホームの運営のためでございます。4の無償貸付する期間でございますが、借地借家法第22条の規定によりまして定期借地権設定契約日から50年とするものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） この件については金額的なものは出てきていないからその辺の議論はできないんですけど。そこでこの契約の中で50年っていう区切りで来ているんですけども、50年と言いますと我々にしてみれば半永久というふうな表現されるんですよ。まあしない方もおりますけども、私そういう考え方をするんです。この借地法の22条というのは50年が上限なんですか。いや、この辺のお互いに解釈しておかないと。50年後また同じような議論されると思うんですよ。この辺、今の時期にきちっと共有をしておかないとまずいかなと思いつつ、ちょっとその辺の見解をお聞かせ願いたいんです。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 借地借家法の考え方だと思いますけども、旧借地法の考え方でいきますとですね、貸主に正当な理由がない限り、更新を拒めないというふうになってございます。それで、新しい借地借家法によりますと、貸す方に優しい考え方ということですね、更新規定のない条文ということで、50年が規定されてございます。また23条によれば、事業用の施設につきましては30年から50年と、この期間ということになってございます。ですから更新規定がございませんので、50年でそこで打ち切りという形になります。ただ、実際的にもしそれ以降必要であれば、新たに50年後にどのような形にするかという部分で、必要であれば新たな借り入れと。改めて更新ってということではなくて、新たな借り入れという形になります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第5号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） それでは、議案第5号財産の取得についてご説明申し上げます。議案書につきましては16ページをお開き願います。本件は町有林用地の取得について、地権者と協議が調いまして、契約の議決に当たりまして地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものであります。当該山林の位置につきましては、概要説明6ページ別紙の3をご覧くださいと思います。当該山林は奥津内川の上流に位置し、天然林を主体とする山林で、豊かな森林環境と河川環境の保全は、下流域の生活環境や漁業環境を守る上でも重要であり、また隣接する町有林及び林野庁所管の水源涵養保安林と一体的に整備及び保全を推進し、水源涵養機能や土砂流出防備機能を図ることが適当であると判断し、町有林として取得しようとするものであります。

財産の所在、地目及び地籍につきましては、八雲町浜松 727 番地以下 6 筆でありまして、山林及び保安林の地目となっております。6 筆合計の面積は 155 万 9,356 平方メートルであります。取得の目的は町有林用地。取得の方法は、契約の定めるところによります。取得の金額については 1,200 万円。契約相手方は、二海郡八雲町浜松 182 番地、浜松愛林農業協同組合代表理事組合長溝口勇であります。

以上、議案第 5 号財産の取得についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 浜松愛林農業協同組合というのは、その組合員っていうのは何名いて、今後も活動を続けるのかどうか、その辺の歴史的な経緯も含めてご説明願ひます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 浜松愛林農業協同組合につきましては現在組合員 31 名というふうにご報告されております。で、今後の活動につきましては休止を予定して、解散の手続に入る準備をしているというふうにご聞いております。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） この取得の金額 1,200 万っていうのはですね、その農業協同組合に支払うことになるんですね。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 支払いの相手方については農業協同組合になります。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） そうするとこれは 31 名の組合員で分割することになるんでしょうか。それとですね、この森林の樹齢はどのぐらいのものが多数を占めているのか、お伺ひいたします。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） お支払いした後の処理につきましては組織の決定事項なので、うちとしてはちょっとまかり知らない部分がありますけれども。普通に考えると議員おっしゃる通りなのかもしれませんが、私どもの方では把握はしておりません。あと樹齢ですけれども、ほとんどが天然林でありまして。一部 1 割ほど人工林、トドマツ、杉も植えられています。そこについては 50 年生、60 年生という樹齢になっております。天然林についてはすみません、樹齢についてはちょっと掌握しかねますけれども、大体同じような感じで広葉樹

がほとんどでありますので、同じような年齢かと思えます。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 自分が知る範囲の中では、なかなかこういう事例ってないのかなと思うんですけども。今までこの、今回は町有林という部分ですけども、町の土地とか町道とかもそうでしたけれども、この数年はずっと受け入れない、ちょっと八雲町でも持っているで大変だよということで、町民の皆さんが町で買ってきて管理してくれたらありがたいのになって言っていた時に、受け入れないような体制でずっと来たと思うんですけども。今回このように大変大きな土地と金額が動いていました。この物の考え方として、先ほどの課長さんの説明だと下流域の環境を守るだとか、水源の保持だとか、水質の部分だとかっていう3点ほど挙げられましたけれども、この辺のルールづくりというのは、行われたから今回買うという決断に至ったというふうに判断していいのかなのか。これからのことありますのでね、河川流域の上流の方で同じような土地が出てきた場合に、買ってくれて言われたら、買いませんよと言えなくなってしまいますので。その辺も含めてちょっと、もう少し詳しくルールの部分を説明していただければなと。町としての考え方がもし固まって今回買うということが決まったのであれば、その辺のルールも教えていただきたいと思えます。

それと金額の妥当性の部分なんですけども、まずこの財源はどこから出てきて、買うことになるんですかね。もう1回ちょっと僕が聞き逃したのかも分かりませんが、教えていただきたいのと、周辺のこの山林の買う土地の金額として妥当だという判断が出来るものなのかどうなのか、お伺いしたいと思えます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 私の方から答えられる方を先に答えさせていただきます。まず、購入に至った、判断した材料でありますけれども。私の方の所管する農林課としては、町有林の山林の購入ということで考えさせていただきました。山林につきましては、その機能により公的に管理するべきか否かの部分を判断していきたいというふうに思っております。先ほどもご説明しましたが、奥津内川の河畔林を形成している部分であるという事。水源涵養機能や土砂防備機能という山の治山機能があるということ。あと国有林や町有林と大部分を接しておりまして、その一体的な管理が見込まれるということで、ここの部分につきましてはまとまった面積でもあるということ。河畔であることと町有林・国有林と一体的な管理が出来るという3つの条件を判断させていただきまして、町有林として維持していくことが妥当であるという判断をさせていただきました。

あと金額につきましては、過去の売買実例等もかなり参考にさせていただきましたが、ご存知の通り、土地については下落傾向にあるというのは傾向的にあると思えます。その中で税務署等が出している土地の標準単価といいますが、時点修正率という部分がありまして、税務署が公表している部分ですけども、土地の値段がいくら下がっているかっていう部分

を考えさせていただきまして、妥当な範囲という部分を算定させていただきました。あと立木につきましては、森林台帳で先ほど1割程度が人工林で、残りは天然林の広葉樹ということでもありますけれども、その部分につきましても森林台帳の樹種、あと立米数ですね、を樹齢に沿って積算して、それに道の標準単価を掛けまして積算して、合計で土地の価値としてその値段を設定した中で地権者と交渉をもった中で、その範囲内でおさまるように今回交渉をさせていただきました。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） この購入代金の財源でありますけれども、当初予算の中で予算計上をしております、公共施設整備基金からの繰入金をもって購入するという予算になっております。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 今のご説明だと様々な要因があって、町として必要だから買うという表現でしたよね。だから町から打診したということですよね。それで公共施設整備事業の部分で今回、予算立ての部分で、私もその当時見ていてすっかり忘れていました。申しわけございませんでした。で、下流域の安定の部分なんですけれども、他の河川でも今まで議会の方でも、様々な質疑なされてきたわけですよね。河川周辺の部分で土地を持っている方が、ここに住んでない方が非常にいらっしゃったりとか、そういう大雨が降った時に流木が流れてきていろいろな災害が起こっているという部分。今の理屈でいくと、そういう部分も町として買いたいんだという話に聞こえるんですけれども。これからの考え方としてですね、未然に災害を防ぐという考え方があるのであれば、そういう部分も町としてこれから買っていくという方向で物を見ていて良いのか、お伺いしたいと思います。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 先ほど私の方で説明が足りなかったのかもしれませんが、議員がおっしゃった、うちの方から申し出たという部分をちょっとご説明したいと思います。浜松愛林組合、ご存知のとおり農村地帯でありまして、高齢化が進んでいて組合員も相当高齢化しているという中で、自分たちで維持していく部分の資力・体力等もなく、あと伐採等も視野に入れた中での処分ということも無きにしも非ずのような形でありました。その中で町として、先ほども申し上げた河畔機能の維持のためには、町有林として持つことが妥当だというふうに判断をさせていただきました。あと、他の河川の部分ですね、所有者、確かにこまい部分では不在地主や町外の方、あと所有者が分からないというような土地も無いわけではありませんが、今回奥津内川もこういう形を考えさせていただきましたけれども、他の大きな河川、まあ二級河川等は別として、町の管理している一般河川の部分とかは町有林等で保護していたり、あと国有林で保護していたり、あと製材会社さん、あと大手の木材会社さん等が大規模で所有している部分がありまして、水源涵養の部分はある程度保持というのが

図られているのではないかというふうに認識はしております。以上です。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） まあ、そう答えるんでしょうけれども。いろいろ並べましたけれど、大きな要因としては組合員の方の高齢化で維持していくのが難しいからという打診があって、これから検討し始めたという部分が一番だったのかなというふうに思いますけれども。それも町民の方々の暮らしの安心安全、安定性を求める部分として非常に必要な部分なんですよね。で、他の河川の部分も同じことを言えるんですけども、毎回トラブルが起こって、それから対処的に対応するというのを繰り返してきて、やってきたわけなんですよね。ですから、そういう他の地域の方々から言われられないようなルールづくりをしなきゃならないんですよ、こういうことをやるのであれば。町長首かしげて違うんでないかなという顔しましたがね。実際に言われているわけですから、他の地域の方々も。そういうことをちゃんとしないと、ああその時にルール変わったんだって言って、そのルールがしっかりしていればいいですけど、場当たりにその対応をすると先ほども前段で言いましたが、町道でも同じこと起こりますし。いろんなこと、これから派生していくことというのはあると思うんですよ。その辺しっかりとですね、考え方整理してやらないと、後々大変なことになりますので。出来れば、準備しておく必要があるのかなと思いますけれども。いかがかということと、町のこの単価の部分で、固定資産税だとかの算定の部分で、町の部分の価格は今課税対象としていくらかの平米単価の価格になっているのか。先ほど法務局の方の部分で例に出しておっしゃられましたけれど、町の部分はいくらかの平米単価の価格になっているんでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 固定資産税上の関係であります。ここの評価額ということだと思っております。議案にもあるとおり、山林と保安林と分けられておまして、保安林については非課税でありますから、これ以外の山林の部分に該当するのかなというふうに思っています。山林の部分についての固定資産税上の評価額というのは2円80銭になっております。平米あたり。

○議長（能登谷正人君） もう一つ、ルール作り。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） こと山林のことを答えさせていただきますけれども。この部分につきましては一般事例で言いますと、個人であろうが企業であろうが団体であろうが、森林の伐採には伐採届を出して森林施業法なり計画を森林法に基づいて植栽をするというのが大前提になろうかと思っております。切った後はですね。で、そういった中で新聞報道もされて、他の町の事例やうちの町でも無いわけではありませんけれども、皆伐後の植栽が行われないという事例も多く見受けられるというのが危惧されるところであります。そういった中で、先ほど言ったように今回の事例に関しましてはそういったことを危惧される中の予防を、

防止策として町で購入するという考えに至ったということでご理解いただきたいと思いません。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 財産の取得なんですけれども、今岡田議員が言うようにルールづくりというのも私必要だと思うんですよ。ということは、他の町の事例等々を新聞紙上で見ますとですね、外国人による日本国のこういう財産の取得というのは一過性のものではないと思うんですけど、ブームになりつつあるんですよ。それを我々が分からないところで粛々と進んで、もう登記終わってボンとニュースにアップされると。大変なことだなというふうなことになりますからね。やはり八雲町の山林等々について外国人に取得されるというふうな、そういう防止をするためにおいてもですね、私はルールづくりが必要だし、今回の事案については私も賛成したいと思います。

そこで、ちょっと横道にそれてまた議長にお叱りを受けるかも知れませんが、ちょっと知識の確認したいんです。ということは、旧熊石の相沼地区においても同じような事例があるんですよ。で、部落林、1つには部落林、通称愛林会という我々が所管している愛林会というのあるんです。その他に青年団の山、山といってもね林なんですよ。その他に学校林、これもあるんですよ。で、いずれも登記上には昔の我々のひ孫時代の人に登記されているものですから、なかなかこの処分というのはね、一向に前に進んでいかない。いろんなこの縛りがあってね。で、今回この案件が出てきたと。私ちょっとこの辺の知識希薄なんですけどね、うちの方にでも合致出来る案件だなと思っているんですけども。

うちの産業課来ていると思うんですけども、産業課でその辺の相談等々が私されていると思うんですけども。どのような見解で事を進めようとしているのかちょっと、私が相談に、その愛林会の方々から相談に来た時に話し合いが出来るようなね、ちょっとこの案件について知識を習得していきたいと思しますので、いかがなご見解をお持ちかどうかお聞かせ願いたいです。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） ただ今の相沼地区の愛林会等のことをございますけども。私です、担当になってからそういう相談をですね、受けたことは今のところございません。ただ過去と申しますか、相沼地区の愛林会で持っている山林につきましては、地すべり地帯で伐採が出来ないということで、で、それで課税、税の方なんですけども減免申請がきて減免をしているという状況で聞いております。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 田中議員が最初におっしゃった海外の部分、海外の資本が日本の山を買っているという事例、新聞報道だとニセコ・羊蹄山系がその例でよく挙げられているのは私も存じ上げていますし、皆さんもよくご存知だと思います。その部分で森林法の中

では、所有権移転につきましては道への届け出制が義務づけられております。その中で規制をしていますし、特にあと当町ではまだ検討段階にも入っておりませんが、独自条例を設けてですね、森林の保護に当たっている町もあるようには聞いていますので、必要に応じてそのようなことも必要なのかもしれませんが。当町では今のところ幸いにしてまだそういうことが無いという事でありますので、いろいろな規制を各町村、自治体、道も含めてですね、行っているのはご理解いただきたいと思えます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） この議論を深めていくには、去年、相沼の頭首工の問題で議論されたんですけどね。あそこの問題の頭首工の方に向かって左側の方の斜面。あそこに学校林とか部落林とか青年団の山とか、あの辺にあるんですよ。だから町長これね、彼らも処分したいんだけど処分できないんだけど、出来ないという壁にぶち当たっているようなんですよ。で、今課長が私のところには来ていないと言ったけど、前の井口課長のところには行っているはずですよ。だからそうでなくしてね田村課長、私のところに来てないからでないの。そういう答弁っていうのは、あなた方失礼なの。行政の継続化ということになれば。私はその辺、引き継ぎでされていると思うんですよ。って、聞いているんですよ。だから何とかこの辺もね、何かしらの助言を得てですね、この方々のこの財産の処分等々をもうそろそろしてやらなきゃならないのかなと私は個人的に思っているんですよ。だから多分、相談に行くと思いますので、その辺相談に行ったならその辺、十二分に話し合いをして何か聞くところによれば処分したいらしいんです。これは私が言えばまた問題になるけれども。何かそういう方向にいつているんですけども、代表は油谷とくえつさんという方なんです。この方が今愛林会の財産について進めているらしいんですけども。相談に行ったらですね、十分話を聞いてですね、事業の進捗を進めるようお願いして質問を終わりたいと思えます。もし質問がございましたら。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） 只今ですね田中議員から質問があったようにですね、戻って前課長にですね確認しながら、それとその内容についてですね、もしそういう事例があるようであれば、内容を精査して検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今、田中議員がですね、身をもってルールづくりの大切さということをお訴えしたと思うんですけども。山林としてあまり利用価値がなくて、涵養を守るという意味でね。だけど、それだけでは今岡田議員の議論を聞いてもなかなか1,200万という金額を出す説得力に欠けると思うんですよ。何か隠しているのかなとか、いろいろ思われますのでね。だからルールづくりっていうものをやってからでないと、今後、この愛林組合が

維持が大変だという訴えを聞いたと。これどこでもこれから出てきますよ。じゃあ全山林、いずれ八雲町有林にしていくのかという計画でもあるのか。でもまあ、そうでもないと説明がつかなくなったりするんでね、急がないのであればこれちょっとルール作ってからという、今議会から出ている声をもうちょっと真摯に聞いてもらいたいなと思うんですけれども。急ぐんですかこれ。やっぱりルールづくりということに対して、もうちょっと慎重な答弁をいただきたいと思いますけれど。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 今の三澤議員のご質問ですけれども、まず水源涵養の部分、財産価値の部分ですけれども。この森林につきましては保安林ではありますけれども、保安林指定の中の要件として皆伐作業要件というのが付いていまして、まったく切れない保安林ではありません。植栽等の計画を立てていけば、材を出すことも可能であります。ただし、一遍に切っちゃうということは水源涵養の観点から、そういうことは認められませんけども順次切って、先ほど樹齢の話もさせていただきましたが、トドにつきましては50年、伐期が来ているものと思われまます。そういった中で材の搬出も可能かと思われまます。あと、この購入を急ぐのかというお話でしたけども、この3月の予算委員会の中でもご審議いただいて、平成27年度予算化をさせていただいたところであります。予算化が整った後、地権者との協議を鋭意真摯にやらせていただきました。それで地権者との話も、今回ご提示した金額の中で調整が整って、法的な手続として議会議決が必要ということで今回上程させていただいたということになりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、ルール化の部分ですが、画一的な取扱いというのはどうなのかという部分を議論しなければいけない部分は多く残っているとは思ひますが、こと山林、あと川の関係する部分、地水・治山の関係におきましては、その地勢なり条件なり、あと面積なり、あと勿論買う買わないという判断をする前にいろいろな部分を整理しなければいけませんし、お値段の部分もあろうかと思ひますし、いろんな条件が整わなければ判断することが出来ないと思ひますので、今後の課題としては認識はしておりますが、画一的なルールというのはもう少し時間が必要なのかなというふうに思ひております。ご理解をいただきたいと思ひます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 私も議会のルールとして、当初予算化された時にスルーで今の段階でというのは本当に失礼なことだったと思ひますので、その辺は改めたいと思ひます。でも

今の答弁の中にもありましたように、ケース・バイ・ケースで慎重に図っていくってということが画一的なルールではなくて、そういう意味でこちらが求めているルールに近い答弁だったと思うんで、ある程度理解はいたします。ただ、こちらの方の懸念も分かってもらいたい。いろんなふうには殺到した時に、殺到というかこの程度の事例はいっぱい出てくるのかなという不安があって議員側からも出た意見だと思いますので。ただ、当初予算の時にもうちょっと議論を深めるべきだったという意味では議員として反省いたします。分かりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。議案書17ページをご覧ください。本件は公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議の上、当該辺地に係る財政上の計画、総合整備計画を策定する必要があり、その協議が平成27年12月3日付で整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回策定しようとする辺地総合整備計画を説明いたします。18ページをご覧ください。策定しようとするのは、2カ所の辺地に係る平成27年度から平成31年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、第1に落部地域、入沢地域、栄浜地域を一体で設定する落部辺地であります。落部辺地については本年第2回定例会において、落部地域と入沢地域を一体とし議決いただき策定したところではありますが、その事業のうち飲用水供給施設の整備の一部が栄浜地域に係ることから、新たに栄浜地域を編入した上で策定

しようとするものであります。事業の内容については、先に議決いただいたものと変わりは
ありませんが、飲用水供給施設（配水管布設替整備事業）1億4,893万1,000円は、八雲地
域簡易水道事業特別会計における本年度以降の配水管布設替整備。消防施設（耐震貯水槽整
備事業）2,762万3,000円は、平成28年度からの落部スポーツ公園及び落部小学校の隣接
地に予定する消防貯水槽の整備。経営近代化施設（衛生管理施設整備事業）2億5,593万
2,000円は、落部漁業協同組合が計画する平成27年度卸売市場、平成28年度計量出荷施設
の整備に係る補助金に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。

次に、黒岩地域で設定する黒岩辺地であり、経営近代化施設（衛生型蓄養海水供給施設整
備事業）1億3,534万円は、八雲町漁業協同組合が計画するホタテ貝養殖業における海水取
水施設等の整備で、平成27年度実施設計、28年度工事実施に係る補助金。消防施設（耐震
貯水槽整備事業）1,788万1,000円は、平成28年度JR黒岩駅前に設置する40立方級消防
貯水槽の整備に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についての提案説明といた
します。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） この事業についてはまあ理解します。そこで今回辺地債ということ
で、うちの方は合併特例債はもちろん、過疎債も適用になる、辺地債も。そして、町負担の
企業債というふうな、大まかにおいてこのような流があるんですけども。今回の説明の中で
落部と黒岩地区において、というふうなことになる、八雲町全体と見ますと端端ですよ。
だから辺地債を利用したんですよ、っていうとらまえ方でいいのか。そしてインターネット
等で調べればパソコン等で調べれば辺地債とはどんなものかというのはすぐ分かるので
すけども。この辺、辺地債を利用したという考え方について、ちょっとお聞かせ願いたいで
すけれども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 申しわけありません。6月の第2回定例会で説明いたしました
ので、今回若干省略した部分がありました。その部分について今ご指摘を受けたところであ
りまして。実は18ページの方の議案の中に、辺地名の落部、黒岩の下にですね、括弧書き
で109点、165点という形で記載させていただいております。これがですね、この辺地に係
る法律の方で、辺地として認めるか認められないかという指標でありまして。100点以上が
辺地対策事業債を認められる地域として認められる指標であります。で、この点数はどうや
って出すかという分についてはですね、議員おっしゃる通りでありまして、公共施設からの
距離だとか医療機関までの距離だとか、あと交通機関の本数だとか、それらによって総合的
に点数が算定されるわけでありまして、よってですね、役場からの距離もあるわけです。と

なると、ご指摘のとおり、役場から離れている地域が点数が高くなるわけでありまして。黒岩、それこそ落部、この端端が点数が高くなる傾向にあります。ですので、黒岩からこちらに近い方、山崎地域、そして落部からこちら側の旭丘地域からはですね、点数が出るような形には今のところはなっておりませんので、八雲地域的にいけば黒岩、落部地域から函館側というような地域が辺地債を利用できる、ようするに法律で言う 100 点以上の点数が出て認められるというような地域ということであります。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 今、辺地債等の基本的な考え方、理解するんですけども。今の答弁の中で6月の2日に説明しているという答弁があったんですけど。我々議員も1年間の予算等々を執行する中で、高齢者ゆえに忘れる機会が非常に多くなってきているものですからね。この辺の理解もこれからして、私どもも注視はしていきたいと思うんですけど。そこで、今の答弁の中で、役場を中心とした距離によるということの答弁がございましたけれども。じゃあ、これを熊石地区に置きかえると、そうすると今回のこの辺地債については、旧熊石はどのようなスタンスでこれから進めていった方が、総合支所を基軸として距離なのか、役場を基軸とした距離なのか。この辺のあると思うんで、その辺の見解と、それと旧熊石のこれからのこのような支出行為については、辺地債のウェートが高くなっていくんですよっていう、今回の議案の中身からしていくとそういうふうに私は見るんですよ。そうすると、合併特例債も使える、過疎債も使える、そして辺地債も使えるという、たくさんのメニューがある中で、どのようなスタンスでこれから進んで行こうとしているのか。ということは、もっと具体的に言いますと、学校の統合問題で、まあ教育委員会は答弁いらないですけど、学校統合問題で整備がなされる。そうすると、辺地債の適用も私はこれからウェートとして上がっていくと思うんですけども。財政当局としてはどのようなご見解をお持ちかどうかお聞かせ願います。それと辺地債の、過疎債は70%云々かんぬんという議論をされるんで、辺地債はこれ何%、何10%ぐらいがウェートを占めるのか、あわせてちょっとお聞かせ願いたいんですけども。私は知識を共有したいもんですから、あえて聞くんであって。その辺を理解しながらご答弁をお願いします。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 熊石地域についてであります。熊石地域の辺地債が利用できる地域、辺地債としての整備計画を策定した状況でいけば、第2回定例会においてですね、関内と西浜地域を一体とした熊石関内として1つ。それと黒岩から折戸までの地域を一体とした熊石相沼としての1つの、この2つの地域をですね辺地として議決をいただき策定したというところであります。この策定した根拠としてはですね、もちろん点数が100点以上の地域をこの2つの地域で1つにして策定したわけですけども。その時にも同じように先ほど言った役場までの距離だとか、病院までの距離だとか同じような算定です。ちなみに役場ということであればですね、本庁までの役場の距離という形で算定をしているところであり

ます。で、今お話に出ました学校とかの関係、これも学校との距離数も当然算定の数式の中にはあります。その中で一番今こちらとしては注意しなければならないと思っているのはですね、高校までの距離数があります。で、高校が廃校になりますので、この点数が来年以降は高く出るだろうというふうに思っています。ですので、今辺地を策定し切れなかった地域についても改めて算定のし直しをして、区域に設定できるものであればしていくべきだというふうに考えております。なぜしていくべきかということになればですね、議員おっしゃられたとおり辺地債の有利性であります。辺地債は償還にあたって普通交付税が80%措置されます。過疎債や合併特例債の70%よりも10%高いわけでありまして、第一義的にやはり、財政担当からすれば全てを利用できるのであれば辺地債から。次に過疎債。次に合併特例債という順番付けで判定していくべきだろうというふうに思っています。ですので、熊石地域においては現行でも、先ほど言った2つの地域についてはですね、辺地債を利用していくという考え方で策定議決をお願いしたわけですけども。これ以降も熊石地域の公共施設の整備に当たってはですね、先ほど言った点数の見直しも含めてですね、辺地債を活用できる施設に当たってはそれを優先的に活用していくという考え方でいこうと思っているところであります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） この議論しても、どうしようもない議論なんですけどね。辺地という言葉なんですよね。相沼泊川地区は今回は辺地債の適用になるということで補助金が80%の、そこで辺地に相沼泊川、辺地に私住んでいるんですけども、気持ちは辺地でないんですよね。いや、たわいない事ですけども。だからよくこの辺、国の施策等々については、そこに住んでいる人方に対する非常に気分を害するような字句が見受けられるんですよ。同じ日本国民でありながら。だからもし国に物を申す機会がありましたら、私は辺地という言葉は、まあ今流行っているということなんですけども。何かしら工夫が必要でないのかなと思います。この辺のご所見を、鈴木課長としてどのようなご所見をお持ちか。

また、これからですね、相沼泊川地区において、経済も疲弊する中で、この辺地債のウェイトが高くなっていくというふうな認識でこれから我々町政に携わる者として、そういう認識をしておけばいいんですねという、2点についてのご見解をお聞かせ、財政当局としての考え方をお聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 1つ目の言葉の使い方ではありますが、お気持ちはよく分かります。個人的にもそういう思いはありますが、残念ながらこれ法律上で規定された言葉の使い方ですので、法律改正がならない限り無理なことであります。この法律も昭和37年に制定された法律ですので、多分私は当然その時の経過を知らないですし、類推した中でいけばですね、多分国会の中で議員立法だったんだろうというふうに思っています。ですので、政府側からの改正ということではないんだろうと思います。これから改正するにしても。と

なればですね、要請するとしてもですね、国会議員の代議士の皆さま方に言葉の使い方、今民法でもよく言われていますけども、古い使い方を改めようというような流れの中で、政府側じゃなくて議員側の方をお願いするというようなことにしなければならないのかなというふうに思っています。まあ、容易なのか難しいのかと言われればですね、ちょっと難しいのかなという雰囲気は私なりには感じていますが。そういうことですので、ぜひともこちら側としてそういう思いで、決して地域を思っているということではありませんので、あくまで法律上の言葉の使い方だということでご理解願いたいと思います。

それと、熊石地域のその相沼だけではありません。他の先ほど言った八雲の落部なり黒岩もそうですけども、やはり一番有利なものを使うのは当たり前だとふうに思いますので。どの程度の使う形になるか、要するに辺地債というのはですね、過疎債とか合併特例債に比べて、国の持っている資金予算分が非常に小さい枠になっています。ですので手を挙げて、申請してもですね、必ずしも認められるかどうかというのは、これはまた別な話でありますから。その辺でどのようになるか分かりませんが、基本的な方向性としては第一義的に辺地債を求めると。こちら側としては求めると。で、それが難しいとなった時に過疎債なり合併特例債なり、他の事業債なりというような形で考えるということでご理解願いたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） すいません。やるつもりだったんだけど、ほとんどかぶってしまっ
てね。結局、黒岩と落部ということで、支所のもう出てしまいましたんで、支所があってもその辺地という概念の考え方と違って聞いたかったですけれども。もう既に田中さんの質問で十分な理解を得ましたので。そういうことですので、答弁も何もありません。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第14号工事請負契約の変更契約の締結について

を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 14 号工事請負契約の変更締結について説明いたします。平成 27 年第 3 回八雲町議会臨時会において議決を得ました落部簡易水道配水管布設替工事（第一工区）について、設計の変更がありましたので、請負契約の一部を次の通り変更して契約の締結をするものであります。

工事の種類は落部簡易水道配水管布設替工事（第一工区）で、契約の方法は地域限定型一般競争入札であります。請負代金は、変更前は 6,771 万 6,000 円では変更後は 6,516 万 7,200 円であり、254 万 8,800 円の減額となります。工期は、変更前は着工平成 27 年 7 月 24 日、完成平成 27 年 12 月 15 日を、変更後、着工は同じく平成 27 年 7 月 24 日より、完成を平成 28 年 1 月 15 日とするものであります。契約の相手は、三河・蜂谷・角田特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町東町 121 番地、株式会社三河設備工業株式会社、代表取締役三河勝則であります。工事の代金の支払い方法は契約の定めるところによります。契約の締結の時期につきましては、本会議の議決をもって変更契約を締結いたします。工事変更の内容についてですが、当初設計しておりましたルートの一部を、現地において埋設物等の確認によりルートの変更が可能となり、これにより局部部材、管路の部材の減と、仮設となります土留工も 3 カ所減となることから大幅な減額に。道路の舗装圧及び路盤圧が設計と違う部分があり、復旧費は増となりますが、設計変更総額では減となるものでございます。また、工期につきましては 31 日間延長するものでございます。

以上、簡単ですが議案第 14 号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 屁理屈の世界なんですけどね。ちょっとこの案件については、私これでよしとするんですけど。ただ単純に設計の金額が減になったと。ということは、それだけ 250 万減になったらそれだけ仕事しなくてもいいわけだ。その中で工期が 1 カ月延びたということになると思うんですよ。そうすると何かこの辺で整合性がとれないんでないでしょうか。工事金額が少なくなったら、いや単純にですよ、内部にわたっての私の質問でないですから。金額が下がったら工期が逆に短くなるんでないですか。そういう私最初に言ったね、屁理屈の世界ですから。この辺、私どもどういふふうにして理解しておけばいいんでしょうか。ちょっとその辺の考え方で結構ですから、お聞かせ願いたい。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 設計変更は減ではあるんですけども、減になった部分を

すぐに工事というのは出来ないわけで。設計変更を議決といいますか、基本的には了解をいただいてから工事の方を変更をかけるということで、舗装等も含めてですね、出来ない部分はございますので。変更後ですね、その部分は施工するというのもございまして、工期は変更するという部分とですね、当然設計変更ですので設計者の方の書類の整備だとか、そこら辺もございましてですね、含めて工期を延長させていただくという考えでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 15 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 15 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 10 号）についてご説明いたします。別冊の議案書 1 ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに 2 億 1,112 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 138 億 1,394 万 6,000 円にしようとするものであり、ふるさと応援寄附金奨励事業に係る経費の追加及び八雲中学校屋内運動場改築事業に係る債務負担行為の変更に係る補正であります。

ふるさと応援寄附金奨励事業については、本定例会の初日 12 月 8 日に議決をいただいた一般会計補正予算（第 9 号）において、10 月までの経過により推計し、不足すると見込まれた経費について補正したところでありますが、記念品の提供事業者の努力などから 11 月の実績が大幅に伸び、12 月に入ってからもお好調であることから、先の推計値を大きく上回り、多額の予算不足を生ずることが判明いたしましたので、再度追加の補正をお願いするものであります。また、八雲中学校屋内運動場改築事業については、4 月 24 日の第 2 回臨時会の一般会計補正予算（第 1 号）において、事業期間を平成 27 年度から 28 年度とし、

各年度の予算、すなわち平成 27 年度分予算、平成 28 年度の債務負担行為について、議決いただいたところです。その後、実施設計を終え、去る 11 月 25 日の第 5 回臨時会において工事請負契約の議決をいただき契約、工事着手したところでありますが、本工事の着手が当初の予定より遅れたことから平成 28 年度に外構工事をもって本事業を終了する計画であったものが、平成 29 年度にその外構工事を延期せざるを得なくなり、それに伴い工事費などの平成 27 年度の出来高支出見込額が予算計上額を大幅に下回り、平成 28 年度、平成 29 年度へ移行となったことから債務負担行為の補正を要することとなったものであります。本来、この補正はいち早く実施すべきものでありましたが、本体工事の早期発注に気を奪われ、時期を逸したものであり、本第 4 回定例会に追加上程させていただいたところであります。

それでは、債務負担行為の変更から説明いたします。議案書の 3 ページ上段、第 2 表債務負担行為補正であります。既決債務負担行為の八雲中学校屋内運動場改築事業について、期間を平成 27 年度から平成 28 年度までから、平成 27 年度から平成 29 年度までに。限度額を 5 億 2,812 万 7,000 円を 5 億 8,404 万 9,000 円に、5,592 万 2,000 円の増額変更するものであります。なお、増額分は平成 27 年度予算からの移行分であります。また、事業費の総額は変更なく、7 億 3,400 万であります。

次に予算の補正について、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 8 ページであります。2 款総務費、1 項総務管理費、12 目地域振興対策費 2 億 6,704 万 5,000 円の追加はふるさと応援寄附金奨励事業の追加であります。左記のとおり、平成 27 年度のふるさと応援寄附金の見込みを町外から 2 万 5,493 件、既に寄附をいただいた町内の方 1 件 10 万円を含め、2 億 6,478 万 7,000 円相当に達すると見込み、8 節報償費から 13 節委託料まで増加に対応する記念品及び事務経費の追加、25 節積立金に 1 億 4,829 万 7,000 円の追加をしようとするものであります。10 款教育費、3 項中学校費、3 目学校建設費 5,592 万 2,000 円の減額は、平成 27 年度執行分の八雲中学校屋内運動場改築事業の工事請負費及び工事監理業務委託料の支払い予定額に合わせ補正しようとするものであります。以上、補正する歳出の合計は 2 億 1,112 万 3,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書 6 ページになります。6 款、1 項、1 目地方消費税交付金 8,900 万円の追加は、昨年の消費税率の改正により予算の積算計上に困難性があったものでありますが、これまでの交付実績に鑑み計上しようとするものであります。10 款、1 項、1 目地方交付税 2,712 万 6,000 円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。17 款、1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 1 億 4,829 万 7,000 円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄附金の増加見込額であります。21 款、1 項町債、6 目教育債 5,330 万円の減額は、歳出で説明しました八雲中学校屋内運動場改築事業の工事請負費及び工事監理業務委託料の減額に対応するものであります。なお、建設に当たっての国からの負担金補助金につきましては減額補正を要しないものであります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 2 億 1,112 万 3,000 円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 3 ページ下段であります。第 3 表地方債の変更は八雲中学校屋内運動場改築事業を 1 億 5,490 万円から 1 億 160 万円に。総額を 16 億 2,840

万 2,000 円から 15 億 7,510 万 2,000 円に変更しようとするものであります。

以上で議案第 15 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算(第 10 号)の説明といたします。
よろしく申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7 番(田中 裕君) 1 点だけ考え方、時間お昼なんですけども、考え方お聞かせ願いたいんです。ふるさと納税で今の説明でかなりの急速な増加の見込みがある。12 月ですよ。12 月にそういう、ふるさと納税をすることによって我々は 1 月の 15 日に申告の時期に入る。そうすると、この案件についてはそういう類いの時代背景もあったんですよというふうな認識をしておけばいいのか。それと、納税の減免されるわけですよ。で、そういう背景も私は今説明聞いてね、なるほどなと思って聞いていたんですけども。この辺の分析をどのような見解をお持ちでしょうか。

○企画振興課長(萬谷俊美君) 議長、企画振興課長。

○議長(能登谷正人君) 企画振興課長。

○企画振興課長(萬谷俊美君) この 11 月、12 月に急に納税額が増えておりまして、どうしても 1 年間の所得がこの時期に確定するというので、自分のふるさと納税の限度額をシミュレーションで来てですね、いくらまで可能というのがホームページ等で確認ができるようになっておりますので、そういった観点からこの時期にふるさと納税をする方が増えてくるというふうに分析をしているところでございます。で、当初見込みよりもかなり 12 月に入ってからですね、寄附額が伸びておりまして、今回そういった観点で追加の補正予算をお願いしたところでございます。

○7 番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7 番(田中 裕君) 私今言ったのは悪意があって言ったんでないということだけ、ご理解しておいてください。非常にいい制度ですから。以上で終わりたいと思います。

○議長(能登谷正人君) 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第10 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 発議第1号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 発議第1号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し提案説明をさせていただきたいと思っております。

この度の改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、既設規則の一部を改正しようとするものでございます。それでは、発議第1号の別紙をご覧いただきたいと思っております。第2条は欠席の届け出に関する規定ですが、第2項といたしまして出産を理由とする欠席の届け出を新たに加えるものであります。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 1 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 発議第 2 号地方自治の尊重を政府に求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 2 号地方自治の尊重を政府に求める意見書案について、提出者を代表して提案説明を行います。

日本全土の 0.6%の面積しかない沖縄に在日米軍の専用施設の 74%が集中しています。新基地建設による基地強化は、沖縄県民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高めます。また、繰り返し示された沖縄県の民意を踏みにじって辺野古に新基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるを得ません。よって、八雲町議会は地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求めます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 1 2 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 発議第 3 号地域経済と町民生活を守るために T P P 交渉大筋合意に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 3 号地域経済と町民生活を守るために T P P 交渉大筋合意に反対する意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

国民生活の基盤となる食料生産と食の安全に深刻な影響を及ぼし、なおかつ国民の命を守る健康保険制度や医療制度の改悪につながるＴＰＰ交渉は、情報開示のないまま多くの国民が反対の声を上げる中で大筋合意したと発表されました。政府公約と国会決議を無視した内容であり、特に一次産業を基幹産業とする八雲町にとって断じて容認できません。私たちはこのＴＰＰ環太平洋経済連携協定大筋合意に大きな憤りと懸念を表明します。政府及び国会には国会決議を守り国民合意を尊重すること、並びに地域農業と食の安全、保険・医療などの国民生活に影響が及ぶＴＰＰを批准しないことを求めます。今回、最終の発議第 11 号ともども議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 発議 3 号でＴＰＰの交渉大筋合意ってきている。で、ここで我々反対するんだけど。で、11 号にもまた同じような文面が出てきているんですね。で、ここで賛成しなきゃない。これはどういうふうな考え方でこの意見書について対応したらいいんでしょうか。誰か、この取り扱いについて。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午後 1 時 0 8 分

再開 午後 1 時 0 9 分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 13 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 発議第 4 号非婚ひとり親家庭に寡婦控除の適用を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 4 号非婚ひとり親家庭に寡婦控除の適用を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

日本の子供の貧困率は 15.7%と 6 人に 1 人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしています。前年度 16.3%に続き、OECD 諸国の平均を上回り依然として深刻であります。ひとり親家庭の子供の総数は 15 年前の 2000 年と比較して約 14%増の 8 万 7,533 人となっています。増加するひとり親家庭への支援は子どもの貧困を解決するために重要です。先般、国においては非婚で子育てをするひとり親家庭に対し、死別や離別のひとり親家庭と同様に公営住宅の入居や家賃で寡婦控除の適用を受けられるようにする公営住宅法施行令改正が行われました。しかし、保育料、幼稚園授業料、学童保育料などの算定については、依然として非婚ひとり親家庭に対する寡婦控除の見なし適用は自治体の判断に任せられ、道内でも 28 自治体にとどまっているということです。よって、国においては今般の公営住宅法施行令改正にならぬ、保育料、幼稚園授業料、学童保育料など所得基準がある給付やサービス全体について寡婦控除が適用されるように、所得税法を改正するよう要望するものであります。以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 14 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 発議第5号子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第5号子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

少子化の進行は一層の人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため本町では厳しい財政状況ながら、子ども医療費を小学校入学前まで無料にし、子育てしやすい環境づくりに努力しています。ペナルティを課す行為は、少子化対策に相反することです。以上のことから、下記の事項について強く要望いたします。1 子ども医療費を無料化すること。2 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること。以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第15 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 発議第6号特別支援学校の設置基準策定を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第6号特別支援学校の設置基準策定を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で3万6,800人増えています。この背景には特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしいという保護者等の願いが広がっていることがあります。一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか命と健康をも脅かしています。こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある設置基準が特別支援学校にだけないことにあります。設置基準というのは学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者はこの基準の向上を図ることに努めなければならないとされています。よって、八雲町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。特別支援学校の設置基準を策定すること。以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第16 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 発議第7号大学生への給付制奨学金創設を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第7号大学生への給付制奨学金創設を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は3.8%で、OECD諸国の中では5年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.6%まで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。1日も早く公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。国は教育予算を増して、大学生に対する給付制奨学金制度を創ることを強く要望いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第17 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 発議第8号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担権限を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 発議第8号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について、提出者を代表して説明いたします。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金について、平成27年度は国庫補助、個人番号カードの交付事業補助金・補助率10分の10が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務補助金が措置されます。記1、平成28年度以降についても地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。2、同様に、円滑な個人番号カード交付事業を行うため、事務処理に必要な人員の

確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。3、地方自治体予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。4、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用のガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。5、配達できなかった簡易書留郵便、マイナンバー通知の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。6、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のため、周知広報に対する支援を実施すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどどうかよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書案に対して、反対の立場で討論いたします。厳重管理が必要な個人のプライバシーを扱う仕組みにも関わらず、始動した途端にトラブルが続出しております。このまま来年1月から本格運用に突き進むことは大いに疑問です。一方的に番号を割り振るやり方は国民の利便性向上には結びつきません。乱暴な推進は中止すべきとの考えから、この意見書案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第9号ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 9 号ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は外見には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。記 1、脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。2、厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。3、脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 19 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発議第 10 号地方大学の機能強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 10 号地方大学の機能強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に地域ニーズに対応した人材育成や地方課題の解決への貢献、地域企業への就職率の向上、地域への若者の定着など、これまで以上に取り組みが期待されています。記 1、知の拠点で

ある地方大学を地方創生の拠点として位置づけ、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対して支援を図ること。2、地域ニーズに即した人材育成や技術開発をはじめ、地域課題の解決に向けた地元自治体や、産業界との連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。3、地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、どうかよろしく願います。

(何かいう声あり)

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時33分

○議長（能登谷正人君） 再開します。宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 原稿が間違っていました、すみません。記3、地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様、ご賛同のほどよろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 発議第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第11号T P P交渉大筋合意に対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- 2番（横田喜世志君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 横田君。
○2番（横田喜世志君） 発議第11号T P P交渉大筋合意に対する意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

日本政府は、本年10月5日アメリカアトランタで開催された閣僚会合において、T P P交渉に関して大筋合意に至ったことを宣言いたしました。については、生産者が将来にわたり意欲と希望をもって営農を継続できるとともに、地域経済・社会及び道民・国民の命と暮らしがT P Pによって脅かされることとならないよう下記の3項目についてを求めるものがあります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第21 文教厚生常任委員会および議会運営委員会の閉会中の 継続調査申出について

- 議長（能登谷正人君） 日程第21 文教厚生常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申し出が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

- 議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年度、最終の議会となりました第4回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。2年前の10月23日町長に就任し、折り返しの3年目に入りましたが、もう2年が過ぎたのかと思います。民間人として考えられないような、進められないようないろんな手続の難しさも痛感をいたしました2年間であったと思います。特に今年は消防士が虐待で逮捕、総合病院内科医師の飲酒運転事故による逮捕、同じく内科医師・看護師、医療用麻薬の所持・自己施用等で逮捕があり、それぞれ懲戒免職処分をしなければならぬ大変残念な事件がありました。また、熊石地域の町営住宅使用料で平成10年から過誤徴収がされていたことが発覚する等、大変大きな事案が次々と出てきて、議員皆様方に多大な御迷惑をおかけし、適切なお指導とご協力によりまして、町政を進めさせていただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと存じます。

本定例会にご提案を申しあげました各議案につきましては、議員各位の温かいご理解のもと、原案どおり可決・ご承認をいただき感謝申し上げますとともに、一般質問及び議案審議を通じて議員各位からいただきました多くの意見・ご提案は、これを真摯に受けとめ、町政執行に活かしてまいります。今過ぎようとする平成27年を振り返りますと、北陸新幹線が開業し、9月26日は道民の長年の悲願でありました北海道新幹線も来年3月26日に開業と発表されました。北海道も高速交通体系の中に入ることができ、来道外国人が154万人を超え、グローバル化も加速しております。新幹線で来道される方々を含め、八雲町に誘致するために国内外に向け発信していかなければなりません。また、昨年は特定秘密保護法の施行等々で憲法問題が大きく議論されましたが、今年もまた全国的に若者や学者ら、幅広い層の反対運動が広がる中、9月19日に安保関連法案が成立されました。来春の参議院選挙から18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたこともあり、若者が政治に関心を持つきっかけとなった年でもありました。9月10日、関東・東北で記録的な集中豪雨となり、鬼怒川の防波堤が破壊をし、大きな被害をもたらしました。自然災害の恐ろしさを今年も実感をしたところです。八雲町も防災無線の整備を進めておりますが、町民の生命・財産を守ることから災害に強い町を目指さなければならないとの思いであります。10月5日には環太平洋連携協定TPP交渉が大筋合意をされました。農産物関税の撤廃や削減により、八雲町の農業者への影響が懸念されるところであります。八雲町にあっては1月14日に熊石地域でコミュニティーの拠点交流施設くまいし館が完成をし、有効利用されております。8月1日には熊石パークゴルフ場のオープンもされ、交流人口の増加で地域の活性化が図られております。北海道新幹線札幌延伸の認可がされて以来、立岩トンネル安全祈願祭に続き、10月13日には野田生トンネルの安全祈願祭も行われ、工事事務所・作業員宿舎がそれぞれ建設され、さらに鉄道運輸機構八雲事務所が旧消防庁舎跡地に建設されるなど、多くの方々が町内で生活することになり、地域経済にもよい波及効果が出ると思っております。またプレミアム付きひまわり商品券は7月と9月2度の発行で5億円の消費が町内でされ、好評を得たところで

あります。6月3日に国立病院機構から八雲病院を3年から4年後に廃止するとの方針が発表され、大きなショックを受けました。存続期成会としては患者、家族の会が移転を希望しているとのことで患者の気持ちを第一に考えながらも国・国立病院機構への要望活動等々をしてきましたが、存続が難しいとの判断をし、跡地利用を模索することとしております。10月1日には合併10周年を迎え、記念式典、記念行事等が行われ、特に出張なんでも鑑定団 in 八雲の収録・放映がなされ、全国に八雲町をアピールすることができました。来年度は新生八雲町の新たなスタートの年と位置付け、両地域の発展に努めていかなければならないと気を引き締めております。そして、地域センター病院として八雲総合病院本館棟の全面改築の完成を見、電子カルテシステムの導入もされ、12月1日から新棟での治療も開始されました。今後は既存棟の改修・解体、そしてグランドオープンに向け、外構工事が進められることとなります。その総合病院の経営については、相次いだ事件、改築工事等で不便をかけている影響等々で大変厳しい状況にあり、議員皆様方大変ご心配をおかけしておりますが、町民の信頼に応えるべき総合病院の経営に病院職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の温かいご理解をお願い申し上げます。昨年4月から地元特産品のPRを兼ねて特産品を贈呈する制度に切りかえたふるさと応援寄附金奨励事業は、12月8日現在で1万2,465件、1億3,029万円と好評を得ており、特に12月に入ってから急激な伸びを示し、補正予算の追加をさせてもらった次第であります。今後はさらに製造者、生産者の方々のご協力をいただき記念品の内容にも工夫を凝らし、寄附金の増額にアピールをしていきたいと思っております。その他、各分野において町民の皆様方とともに知恵を出し合い、対話を通じ、夢と活気あふれるまちを目指し、道南北部の中心都市八雲町として取り組んでまいりたいと存じます。この1年間、議員各位には大変なご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましてはご健康に留意をされ、ご家族共々よいお年を迎えられ、来る年もまた町民の幸せのため、ご活躍をくださいますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。この1年間本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、去る12月8日に開会以来、本日まで4日間にわたり、条例の制定や改正、各会計補正予算、議員による発議など数多くの議案等の上程がありましたが、終始熱心にご審議を賜りまして無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。改めて議員並びに町理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝を申し上げる次第でございます。今年は、合併10年を迎えた節目の年であるとともに、八雲総合病院の本館棟が完成した新たな船出の年でもあります。いよいよ、これからが病院だけではなく八雲町として正念場になってくると思っておりますので、我々議員も町民皆さまにとってよりよい八雲町、そしてよりよい八雲町総合病院になるよう、しっかりと監視しながらも最大級の応援をしていかなければならないと思っております。先日、テレビで赤字が続くホテルを立て直した社長を取り上げた番組を観ましたが、その中で社長が言っていた言葉は従業員が満足して働ける

職場環境でなくては、お客様に十分なサービスが提供できない、ということでした。町長、そして病院長をはじめとする理事者各位におかれましては、その言葉の持つ重みを感じ取っていただきたいと思います。また、これまで各議案の審議の過程において議員から述べられました意見、提言等につきましても十分に尊重され、今後の町政執行に反映されますようお願い申し上げる次第でございます。

余すところあとわずかとなりました。この1年間、町議会に寄せられました関係各位のご厚情・ご協力に対し、深く感謝申し上げますとともに議員並びに町理事者をはじめとする職員皆様におかれましては、健康に十分ご留意を頂き、明るい新年を迎えますようご祈念申し上げます。今後も町政発展のため、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、第4回定例会閉会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成27年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時52分]